

「復興の倫理」を聴き取る

4名の書き手への応答

人と防災未来センター

主任研究員 高原耕平



1. 「復興と倫理」の可能性

『復興』Vol.28の特集企画「復興と倫理」について、企画の趣旨を説明し、4名の書き手への応答を述べておきたい。

「復興と倫理」とは聞き慣れない表現である。「生命倫理学」や「環境倫理学」のような学術領域として、たとえば「復興倫理学」「災害倫理学」が存立しているのではない。応用哲学や応用倫理学の領域で災害や復興に関することが取り上げられることも稀である。また、日本災害復興学会を含め、災害や防災や復興に関する学術領域で「倫理」という語が用いられることも少ない⁽¹⁾。しかし、「学」として成立するものであるかは別として、災害や復興を「倫理」という視点から再考することは必要であるし、可能だとかんがえている。それはなぜか。わたしは4名の書き手に執筆を依頼する際、つぎのように書いた。

災害は、社会のはたらきや建物だけでなく、それ以前には疑ってこなかったような、ものの考え方や感じ方をもゆるがす。いままで信じてきたものは何だったのか、これまでの考え方でよかったのか、と。すると〈復興〉とは、建物やまちなみや生活や社会のはたらきを立てなおすだけでなく、ものの考え方や感じ方そのものを組み立てなおす営みでもあるかもしれない。

こうしたゆらぎと組み立てなおしのさなかで、ものごとの価値、行為や意図の善悪、他人や自分自身との関わりの意味、政府と市民の関係、財とサービスの配分、未来世代への責任、記憶と物語のかたちといった、問いと答えが簡単には落ち着くことがないフィールドにわたしたちは迷いこむ。

これらの諸課題にこれまでさまざまな学問分野や実践家が取り組んできた。ただ、いまいちど足を止めて考えてみたいのは、こうした復興の倫理的問題を適切に、慎重に、丁寧に掘り下げ、ことばに表し、災害に打ちのめされ苦しむひとびとの納得を引き込み、そのかなたに答えと回復をまちのぞむことができるような、思考の誠実な方法といったものをわたしたちはたしかに手にしているだろうか、ということである。問いを提示することは、ある意味でたやすい。答えをとりあえず固めることもたやすい。専門家がスピード感を持って問題を切り分け、被災者がその解の受け入れ可否を期限内に選択する。わたしたちはそのサイクルを苦闘のすえに手にしつつある。大切な財産である。けれども、裁断しようにもしきれない問い、喉の奥に刺さったままことばを濁らせる問いが、やはりある。うん、あるとおもう。

復興や災害の倫理的課題をどのようにして探り出し、語り合い、掘り下げ、身体とことばをこわばらせずに受け止め、誠実に思考することができるか。本特集で糸口をほぐし出したい問いはこれである。

改めて要約すると、①災害と復興は、わたしたちの考え方や感じ方そのものを揺らがせ、組み立てなおす営みでありうる。②その渦中ではものごとの価値、行為や意図の善悪、他人や自分自身との関わりの意味、政府と市民の関係、財とサービスの配分、未来世代への責任、記憶と物語のかたちといった倫理的課題が生じる。③実践家や研究者は、こうした諸課題を切り分け、答えを手にしてきた。その蓄積は社会の大切な財産である。④しかし、問いを丁寧に掘り下げ、身体と

ことばをこわばらせずに受け止め、考えるための「思考の誠実な方法」をわたしたちは本当に手にしているか。そうした方法を、さまざまな〈復興〉の現場に立ってきたひとびとから学ぶことが今回の企画の趣旨である。

本号では、小磯匡大氏、越戸浩貴氏、古越武彦氏、牧秀一氏にご寄稿いただいた。この4名に執筆を依頼したのは、かれらがことばを大切にしているひとびとだとわたしが感じていたからである。ただしかれらは倫理学の専門家ではないし、わたし自身「復興の倫理学」「災害の倫理学」ということについて体系的理念を確保しているわけでもない。だから「糸口をほぐし出す」ことから始めてみたいとおもう。

執筆者には、「災害復興の倫理的課題はこれである」といった書き方ではなく、各自のこれまでの体験をふりかえりつつ、改めて思い浮かんできたことや、いまなお気にかかることをすこしずつ顕わにしてゆくような書き方をするようお願いした。あわただしく摘出した課題はすぐに消費され忘れられてしまうけれども、じっくりと思い起こしながら析出された問いは永く残ると考えたからである。そのため、4つの文章は思い出語りと論文の中間のようなかたちを持っている。これから読まれる方をお願いしたいことは、どうかこの4つの文章をゆっくり読んでいただきたい、ということである。静かに声に出しながら読んでいただくのがもっとも良いとおもう。

2. 「復興の倫理」を聴き取る

本特集の企画者として4名の書き手への応答となる文章を書くことが理と礼にかなっているようにおもわれる。本誌読者より先に文章を読み、考える時間を与えられたからである。以下では、4つの文章に（濃淡の差はそれぞれあるが）共通すると思われる視点を整理する。

（1）身体と生活へのまなざし

このひとたちの文章には身体と生活がある。身体の動き、あるいは動かさずらさ、生活の匂い、埃っぽさ、

モノの名前、小さなものを拾い上げる指先の感覚が文章から立ち上がってくる。いくつか拾い上げてみる。

Nさんの住む仮設住宅から肉や野菜を売っている店は、電車で10分のところにしかない。病院はもっと遠くに行かねばならない。特に高齢者や病弱者は、不安と不自由を抱えねばならなかった。住民の強い要望で近くにミニコープができ、バスが通うようになったのは、入居8ヶ月後（95年12月末）のことだった。また、仮設の夏は薄いトタン屋根一枚が焼き付き、蒸し風呂のように熱い。冬は隙間から冷気が入り冷蔵庫の中のように寒い。台所に立つと寒くて身体の震えが止まらない。仮設ではストーブを使わない申し合わせがあった。万一、火災が起きれば、瞬く間に仮設全域を燃やし尽くすからであった。多くの住民たちはこたつ、ホットカーペットなどの電気製品を使って、暖をとった。だが、収入のない人は毛布や布団に包まり暖を取るしかなかった。トイレとバスはユニットになっていた。身体を洗う場所がないため、多くの人は、トイレの蓋に座り身体を洗っていたのだ。 (牧氏)

Eさんは、この復興住宅群の東端に住んでいた。メインゲートまで1キロの所にある。80歳で一人暮らし、年金生活だった。1Kの部屋には、テレビ、布団、小さな衣装棚…。ちゃぶ台の上には仮設住宅でのクリスマス会のビンゴゲームで当たった飾り物と電話があるだけである。部屋はがらんとしていた。 (牧氏)

Oさんは震災で18時間がれきの下敷きになり、身体障害4級のクラッシュ症候群と診断された。今も右足の痺れが取れず、テープをぐるぐる巻きにしないと歩けない。 (牧氏)

家に戻る。トイレに行くと、入るなりクモの巣が顔について嫌な感じ。ふたつある俺の本の部屋はどち

らも本が散乱していたので、仕方なくそれらを踏みながら崩れた本棚を立て直した。ひとつが北側にある部屋なので、電気がつかないと何も分からない。滞在時間の2時間ではどうにもできないので、とりあえず足もとの本から整理し、一時帰宅は終了した。次に帰れるのはいつの日か。「3月」のままめくられずにいた居間のカレンダーを思い出しながら考えた」(小磯氏)

生前整理の相談をどう受け止めたらいいのか判断がつかかねるまま、一旦、屋根裏の状態確認をすることになった。と、一歩めでつまずく。屋根裏に続く収納階段が動かない。家の外壁に梯子をかけよじ登り、古い木枠の窓を無理やり開けて中に入る。なるほど、地震で荷が崩れ階段の可動部分を邪魔していた。／裸電球のスイッチを捻る。築100年以上の古い農家の家。屋根裏といってもかなり広い。／大きな長持、嫁入り道具のタンス、冠婚葬祭用のお膳にお椀、赤ちゃんのお風呂などが一角にあった。(越戸さん)

かれらが生活と身体を描く状況はそれぞれ異なっている。牧氏は仮設住宅や復興住宅に住まう被災者の生活場면을観察し、かれらの苦境を滲ませつつその風景を細やかに描く。小磯氏が書くのは自身が原発事故の被災者となり、生活が突然引き剥がされてしまった故郷と自宅の様子である。越戸氏は震災で子を喪った「Hさん」の屋根裏部屋を描写しながら、彼女の家が抱きかかえてきた世代交代の「サイクル」が絶たれたというつぶやきを聴き取る。

どの文章にも、書き手が体験した状況への冷静さと慈しみが同居しているとわたしは感じる。客観的な列挙でも執着でもなく、目を背けることができないけれどじかに手を触れることに躊躇するような、傷口に手のひらをかぶせるような描写である。

身体と生活を描いた文章は、書き手が体験している視界と時間に読者を引き込んでゆく。書き手は被災者

や隣人や、原発事故の避難区域となった故郷に流れる時間にみずからの時間をあわせてゆく。しかし描写対象と書き手、書き手と読者の時間が癒合してしまうのではない。共感や共振が生じる間合いを保ちつつ、自他の苦痛をませこぜにすることはできないという現実が浮かび上がってくる。ここに、復興の倫理を書く・読む・考えることの糸口のひとつがあるようにおもわれる。すなわち、テンポやリズムを合わせるということである。

防災研究・実践の方法には「情報アプローチ」と対比される「生活アプローチ」がありうるとわたしは別の場所で提案した¹⁾。「復興」の研究・実践においても生活アプローチの理念の重要性を検討できるかもしれない。

(2) 制度と被災者のズレ

次に、復興や被災者支援にかかわる法制度や統計が被災者の現実的状況とズレるという問題が、特に古越氏と牧氏によって指摘される。

災害救助法と被災者生活再建支援法は、「被災者のための法律」という共通の目的を有しているものの、性質(生存権保障と見舞金)が異なるがゆえに、当然ではあるが、別々に運用されている。／でもこれは、運用側の都合である。被災者にしてみれば、法律や制度が異なろうとも、その地で生活再建を図らなければならないことには変わりがない。被災直後の救助(災害救助法)を経て、生活再建(被災者生活再建支援法)に取り組むという流れなのだ。／この流れを、地方公共団体が、被災者目線で意識できるかどうかがとても重要となると思っている。(古越氏)

ところで、何故、私たちは震災障害者の存在を知らないのだろう。原因は2点あると思う。1点は、総務省消防庁の災害報告が、災害被害の全てであると考えていることに起因するのだと思う。消防庁のフォーマットの人的被害の項目に「災害障害者」や「後

遺症を負った人」などがいないため、災害障害者の存在を知る由もないのだと思う。(牧氏)

古越氏は、災害救助法と被災者生活再建支援法の性質が異なるために、被災者の生活再建の実態に対して種々のギャップが生じることを述べる。牧氏は災害障害者の社会的認知が遅れている原因の一つとして、そもそも消防庁による被害報告集計に災害障害者の項目が無いことを指摘する。

ここで注目したいことは、かれらが認識論の次元で問題を捉えようとしている点である。法律がいったん成立すると、その条文に従って行政職員は被災者の「救助」や「生活再建支援」を進める。「自分の役割をしっかりと担いたいからこそ、枠を作り、なるべく負担が少ないようにしようとバイアスがかかる」(古越氏)。それは被災者の存在を法制度というメガネを通して認識することにほかならない。そのメガネによって認識され精密に把握される状況もあれば、そもそも認識されなくなる状況もある。しかしそのメガネは被災者自身が提供したものではない。同様に、消防庁の被害調査が死者・行方不明者・負傷者という枠によって被災者を区分するために、その区分が想定していない災害障害者の存在ははじめから無かったことにされる。両氏の指摘は、被災地・被災者へのわたしたちの視線と行動があらかじめ何によってフィルタリングされているか、そのフィルターはどのように、だれによって構築されるのかを再検討するという倫理的課題に読者を案内する。

(3) 置き去りにされる・無かったことにされる

4つの文章に共通した感覚として、災害とその体験が「無かったこと」「解決済みのこと」にされる、あるいは過剰に意味づけられる、被災者が置き去りにされることへの憤りや警戒感がある。書き手自身がそれに加担することへの言及も重ねられる。

孤独の中で死んでいった隣人の玄関には、見慣れたサンダルがなおも放置されたままだった。生きる希

望を失い、アルコールに浸り死んでいった人の部屋には、飲み干した酒瓶が1本、転がったままになっていた。(牧氏)

じつは、10年以上、私は震災障害者の苦渋の日々を想像することが出来なかった。それは、「孤独死」「自殺」といった悲惨な出来事に目を奪われ、障害を負ったとはいえ「生きていただけましなのでは…」との思いがあったからだと思う。(牧氏)

この11年もこれからの10年だって「震災から〇〇年目の被災地」とか「遺族の今」とかいう言葉で一般化したくない。(越戸氏)

初任者研修時に「原発事故が起こったら」という学校マニュアルが紹介されました。正直言って私もまた原発の安全性を無批判に信じており、「起こるわけないでしょ、事故なんて」という気持ちでそのマニュアルを読んでいました。数か月後、まさしくそれが現実になるとも知らず。(小磯氏)

私がそうであったように、世間の多くの人が事故によって原子力や現代社会について考えざるを得なくなっています。考えなくてもすんでいた過去を「幸運」とみることもできますが、考えざるを得ない状況を、気づきを得られる機会と捉えたく思いません。そうしなければ(繰り返しになりますが)事故が起こった甲斐がない、無駄な犠牲になってしまいます。(小磯氏)

被災の苦しみは、苦しい。そうした苦しみが無視されること、あたかも存在しないことや解決済みのことにされてしまうのは、さらなる苦しみであり、怒りを呼び起こす。しかしその怒りさえ「無かったこと」にされてしまう。越戸氏が言う「一般化」もここに連なる。被災地・被災者の存在を無視するのでないにしても、単純なキーワードで括り出し、決まり文句を投げ

つけて済ませることは、個々の状況や体験を一方向的に整形することになる。そうすることでテンポやリズムの共振は立ち消え、自転車で町内を「ぐるりと巡る」生活のなかで、「薄紙」が身体に何重にも塗り固められているような苦しさのなかでかろうじて維持されているペースが、社会一般のスピードから振り払われ、置き去りにされる。

3. 文体のこと

さいごに 4 つの文章の文体について述べておきたい。詳細な分析はできないが、これらの文章が持つ緊張感に意味があるとかんがえるからだ。4 つの文章はそれぞれ固有のリズムや描き方の癖を持っているけれども、その底に共通して静けさと力みがあるようにおもえる。それは「心がポロポロになるほどに疲れる」「死」と直面する」(牧氏)、「今は得られないふるさとの恵みの列挙で哀切を表現している」(小磯氏)、「つららを少しずつ溶かす」(越戸氏)、「災害対応は、被災者のために実施するのである」(古越氏)といった、災害後の現実に深く分け入る書き手の態度を反映したものかもしれない。

わたしは「復興と倫理」を規定しようとする文章のなかで、倫理的課題を「身体とことばをこわばらせずに受け止め」、それを誠実に思考する方法をさぐりたいと述べた。だが、この規定は正しくなかったといまはおもう。事象によって、ことばと身体はどうしてもこわばることがある。そのこと自体を無理に否定してはいけないだろう。こわばるよりは軽やかであったほうがいいとおもうけれども、こわばってしまうならばこわばること自体を大切にすべきかもしれない。

文体に改めて注目してみると、特に牧氏と小磯氏の文章は前述したように思い出語りと論文調の中間のようなスタイルである。古越氏は論文調の文体が、越戸氏は思い出語りの文体がやや勝っているが、やはりもうひとつの文体も内部に差し込んでいる。

坂部 (2008) は言語行為としての〈はなし〉と〈かたり〉には、「起承転結をもったひとまとまりの発語

行為」という共通性がある一方で、前者が「より素朴、直接的」であるのに対して後者は「(二重化的) 統合、反省、屈折の度合いが高く、また、日常生活の行為の場面からの隔絶、遮断の度合いが高い」という違いがあると整理している²⁾。すなわち、〈はなし〉は状況や体験をそのままに表出するのに対して、〈かたり〉は語るべき内容をいったん自分のところにため込んだうえで、ことばを選び、かんがえながら表出する。体験に改めて入り込みつつ、体験から自らを引き剥がすようにして語り、書くのである。この区別を用いると、平明な論文調の文章が現実をそのまま写し取る〈はなし〉の次元に属するのに対して、自身の体験を振り返り、浮かび上がる記憶や感情を整理しつつ、他者や自己への配慮をたもちながら行われる思い出語りは〈かたり〉に分類されるだろう。

すると、書き手は〈はなし〉と〈かたり〉の中間地帯に立ちながら「復興と倫理」を探ろうとしていると考えられる。出来事の表現を〈かたり〉の次元に持ち込むためには、語り手は出来事を自身の反省作用の内部に取り込まなくてはならない。みずからの体験として咀嚼し、他者に語りかける。一方でかれらの寄稿文の文体が事象を論理的・直接的に説明する〈はなし〉の側面を併せ持つことは、書き手が出来事を自身の反省作用の外部に置こうともしていることを意味していると考えられる。

つまり中間的な文体は、一方では書き手が「復興」の場を深く内面化する作業を続けつつ、他方では取って代わってそのようにしないものとして風景を外に開いたままにしていることを反映しているのではないか。屈折した記憶の時間と、公共世界に開けた平明な論理の時間が入り交じる。こうした姿勢から「復興の倫理」が構築されてゆく可能性を改めて聴き取りたい。

ところで坂部 (2008) は「言語行為の二重化的統合あるいは超出」の段階を区別して「はなしーかたりーうた」という図式を導入している。本稿で述べている 4 つの文章は「はなしーかたり」の中間に位置するが、「かたりーうた」の中間に位置する「復興の倫

理」の文体もあるかもしれない。たとえば瀬尾(2021)³⁾の、崩れないリズムとまるみをおびたことばの流れである。

この2種類の文体を比較すると、「復興の倫理」には、一方で被災地・被災者の現実生活に分け入り、ごつごつとしたことばをえらびながらその解決を探る水平方向のものと、他方で現実生活に深く耳を澄ましなが祈りの次元に入り込んでゆく垂直方向のものが内包されているのかもしれない。

補注

- (1) ここでは全般的な傾向として「災害／復興と倫理」の研究が少ないことを述べたが、皆無ではない。N. ザック『災害の倫理』、直江清隆・越智貢編『災害に向きあう』、加藤尚武『災害論 安全性工学への疑問』、山名淳・矢野智司編著『災害と厄災の記憶を伝える』などがある。

参考文献

- 1) 高原耕平(2021), 情報アプローチと生活アプローチ 減災システム社会はどこへ行くのか, 災害情報, 19(1), 23-34.
- 2) 坂部恵(2008), かたり 物語の文法, ちくま学芸文庫.
- 3) 瀬尾夏美(2021), 二重のまち／交代地のうた, 書肆侃侃房